. 構成

4 . ハードウェア・ソフトウェア供給者基準

ハードウェア及びソフトウェア製品の開発、製造、販売等を行う者(以下「ハードウェア・ソフトウェア供給者」とする。)が、実施すべき対策についてまとめたもの。

(1) 管理体制の整備(2項目)

ハードウェア及びソフトウェアを供給するための体制について実施すべき対策を まとめたもの。

(2) 設備管理(2項目)

ハードウェア及びソフトウェア製品の開発及び製造に係る機器をハードウェア・ ソフトウェア供給者が管理する際に実施すべき対策についてまとめたもの。

(3) 開発管理(7項目)

ハードウェア及びソフトウェア製品をハードウェア・ソフトウェア供給者が開発 及び製造する際に実施すべき対策についてまとめたもの。

(4) 販売管理(4 項目)

ハードウェア及びソフトウェア製品をハードウェア・ソフトウェア供給者が販売 等を行う場合に実施すべき対策についてまとめたもの。

(5) 事後対応(6 項目)

開発システムの異常及び不正アクセスをハードウェア・ソフトウェア供給者が発見した場合の対応についてまとめたもの。

(6) 情報収集及び教育(2項目)

セキュリティ対策に関する情報の収集及びその活用方法並びに製品のユーザに対 する教育についてまとめたもの。

(7) 監査(1項目)

不正アクセス対策を適切に実施するための監査についてまとめたもの。